

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野両神荒川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
皆野字駒形二一七一番七地先まで	秩父郡皆野町大字皆野字栗谷瀬二 一五七番一地先から同郡同町大字	区 間
一〇・四五〓一四・二〇	一〇・六九〓一四・三一	敷地の幅員 (メートル)
二一七・六五		延長 (メートル)
		備 考